

案件5 令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る 地域公共交通計画の認定について

令和6年度 第3回
富田林市交通会議 資料5

- 5-1 地域公共交通確保維持事業の認定について
- 5-2 地域間幹線系統補助対象路線について
- 5-3 地域内フィーダー系統補助対象路線について
- 5-4 今後のスケジュールについて(予定)

5-1 地域公共交通確保維持事業の認定について

事業概要	国土交通省が行っている事業で、地域の公共交通の関係者で行われている、地域公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みに対して、支援を行っている補助制度のこと。
本市における事業の活用について	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、「富田林市地域公共交通計画」を策定しており、計画に補助制度の活用を位置づけたバス路線に対して補助を行っていく。
認定状況及び活用時期	令和6年6月、第2回交通会議にて承認を受けた地域公共交通確保維持改善計画について、国に申請を行い、9月末で認定された。令和7年度(国の補助事業年度)より活用を行っていく。
対象路線	地域間幹線系統補助対象路線 フィーダー系統補助対象路線

本市交通会議では、国のこの事業を活用して市内公共交通の確保維持に取り組んでいきます。



図. 現状ネットワーク(本市地域公共交通計画より引用)

5-2 地域間幹線系統補助対象路線について

対象路線	運行事業者
北野田線	近鉄バス
喜志循環線	近鉄バス(4市町村コミバス)
阪南線	近鉄バス(4市町村コミバス)
さくら坂循環線	近鉄バス(4市町村コミバス)
千早線	南海バス(4市町村コミバス)



図. 地域間幹線系統補助対象路線図

5-3 地域内フィーダー系統補助対象路線について

対象路線	運行事業者
東條線	南海バス(4市町村コミバス)
東條線	近鉄バス(4市町村コミバス)
北大伴線	河南町(4市町村コミバス)
さくら坂循環線	河南町(4市町村コミバス)
河内線	河南町(4市町村コミバス)
石川線	河南町(4市町村コミバス)
白木線	河南町(4市町村コミバス)
千早線	千早赤阪村(4市町村コミバス)
阪南線	河南町(4市町村コミバス)

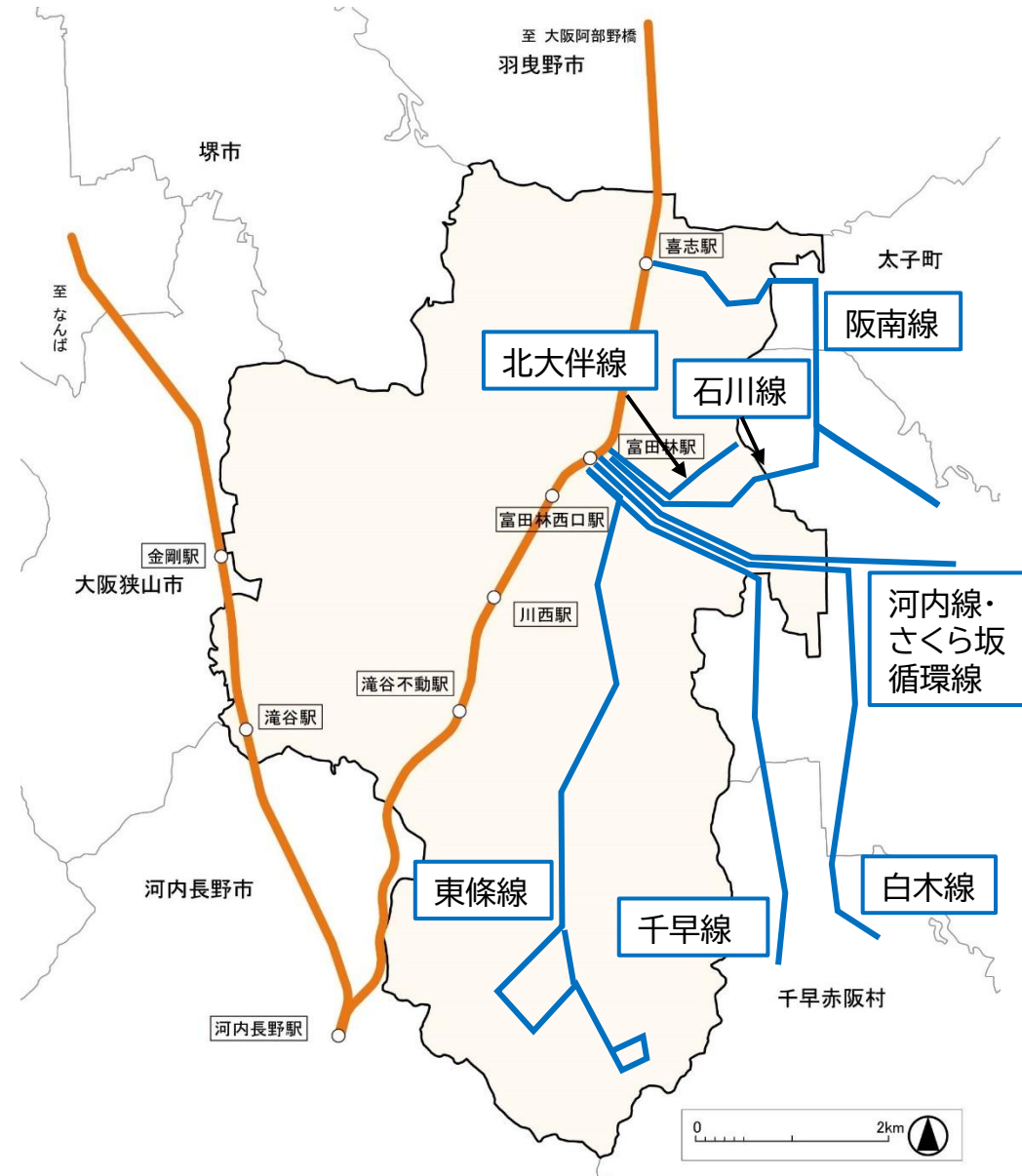
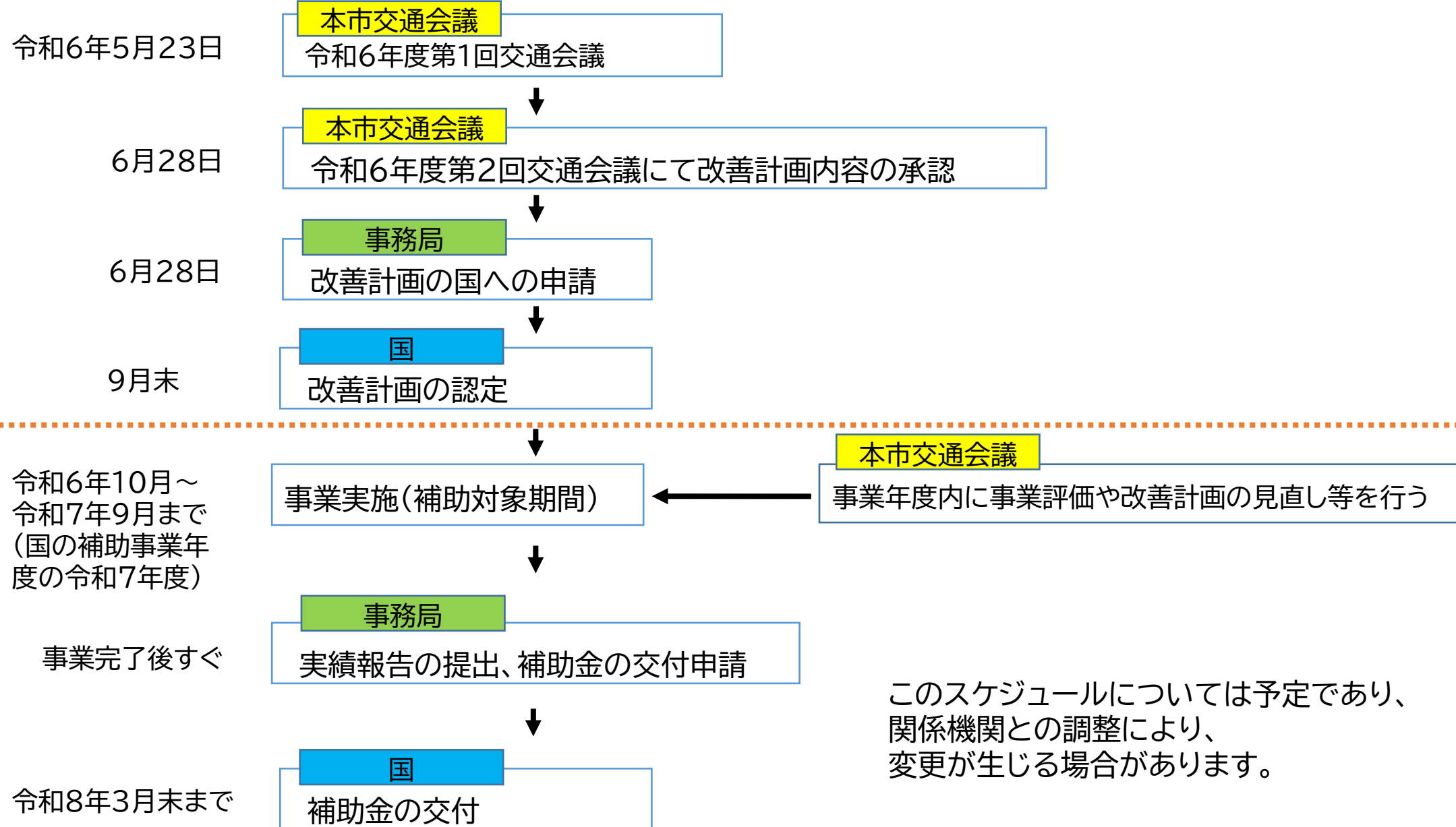


図. 地域内フィーダー系統補助対象路線図

5-4 今後のスケジュールについて(予定)



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額



< 補助対象経費算定方法 >

予測費用
（事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ）

—
予測収益
（系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ）

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり（※1）、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること（平成13年3月31日時点で判定）
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人／日と見込まれること

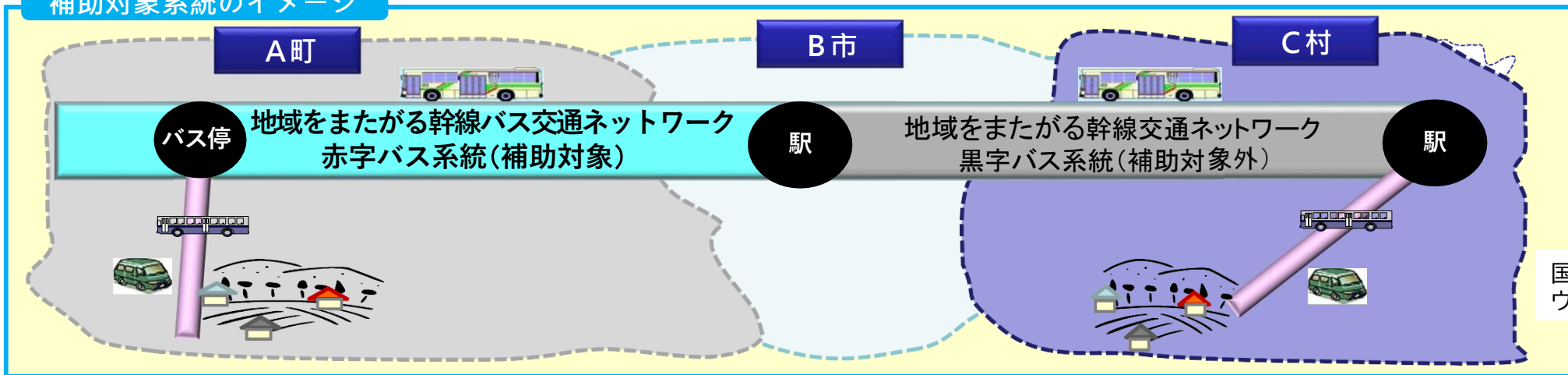
※ 1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上（乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数）

※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和（一定期間）

- ・経常赤字が見込まれること

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ



国土交通省の
ウェブサイトより引用

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

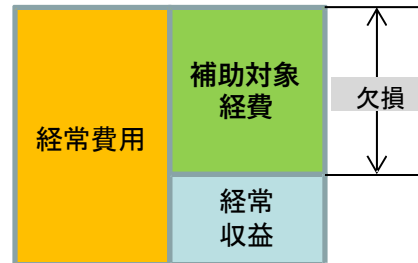
○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

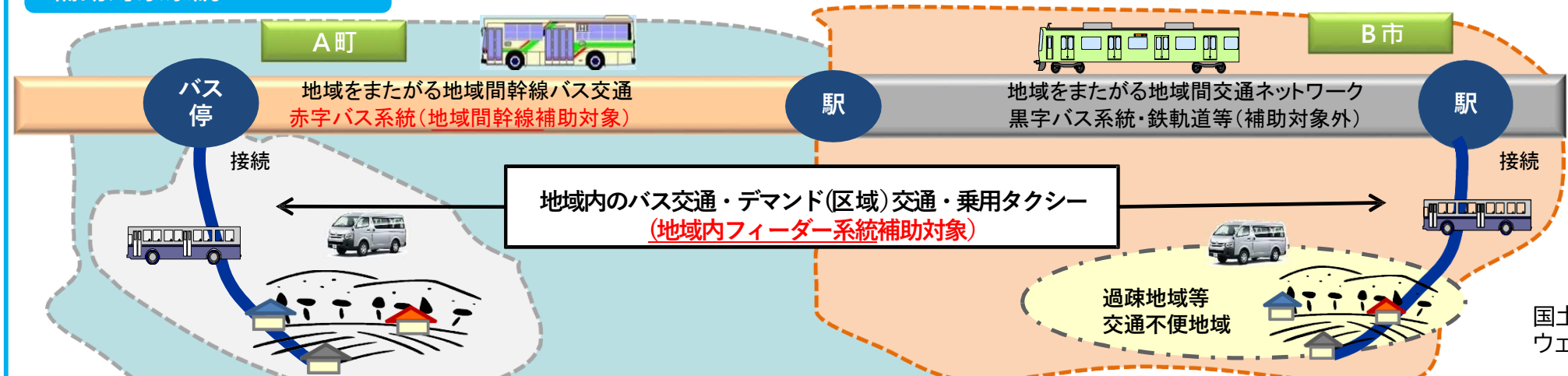
1/2以内

○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
- ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

国土交通省のウェブサイトより引用